

イギリス判例研究

結婚¹⁾契約無効にあらわれた強迫 (duress)

(その1)——Scott v. Sebright [1886] 12 P. D. 21——

羽 村 省 太 郎

昭和51年 9月16日受理

1. はじめに
2. 申立人の申立事由 (the pleas) と被告人の抗弁概略
3. 申立人の引用した事例の事実関係概略 その他
4. 本件の判決の要旨とその検討
 - (1) 判決にみられる恐怖の程度と事実関係
 - (2) 結婚契約の合意と本件の強迫について
 - (3) 結び

1. はじめに

結婚における当事者の合意は、その要素であって基礎的なものであるから、これなくしては結婚契約は存在しない。結婚は、契約であることは今ここで改めて述べないけれど、宗教上の儀式は別として他の契約と同じく、その契約の拘束力は、当事者双方の任意な意思 (voluntary will) による合意 (consent) に基くものであるが、ここではイギリス法でこの合意が欠如した場合、強迫 (duress) による事例を取り上げて、どの程度の強迫が結婚の無効 (nullity of marriage)²⁾ となるかを検討してみたい。先ず、その主要判例としての Scott. v. Sebright [1886] 12 P. D. 21 (以下本件と書く) の全容を紀要第7号で資料として書いたので、今回は申立事由と申立人の引用した諸事例、被告の抗弁と判決の主要点を概括的にまとめて検討しておきたい。従ってその他の強迫の事例は、次号に順を追って検討していくこととする。

2. 申立人の申立事由 (the pleas) と被告人の抗弁概略

申立人の Lena Mary Scott は、相手方である Arthur Edward Saunders Sebright の 1886年1月29日の結婚式³⁾の無効申立をし、この被告との間には同衾としての結婚の完成 (consummation) もなく、同居生活もしていないとし、次の四つの項目をあげてこれらすべての事由が、被告によるさまざまな強迫により生じたことを訴えている。その詳細は、一つには、被告が自分と結婚しないなら、彼女の行った不行跡を彼女の母親に打ち明け、

ロンドンの人々にも言いふらすと恐怖せしめたこと。二つに、申立人が多額の借財を負っており、被告と結婚しなければその手形上の責任が追求されるが、結婚すればそのことを誰も知らずにすむこと。三つには、男性の強い意思と抑圧的な性格に圧倒されて恐怖と恐怖におち入ったこと。四つには、被告は、1886年1月初めに自分と結婚しなければ、申立人に破産手続がとられる。その破滅から免かれる唯一の方法は自分との結婚であること等があげられている。被告の側は、三と四の項目を否認し、夫婦同居権 (*conjugal right*) を抗弁としているが、申立人は、結婚契約の合意に同居の合意が含まれているのに、一方の当事者の合意の中に、その同居の意思がなければ問題であるとして、その合意が詐欺と強迫 (*fraud and duress*) によってはならないし、強迫は、身体上に危害を加える恐怖に限定されず、また、結婚が重大な危険を避ける方法としての不実表示は、契約を無効とするというにあった。

3. 申立人の引用した事例の事実関係概略 その他

2の申立事由の根拠としての諸事例と Bishop の見解を引用しているので、簡略に説明を加えておきたい。

先ず、*Harford v. Morris*, 2 Hagg. Cons. 423 であるが、この訴えは強制と監禁 (*force and custody*) を事由とされているが、控訴審では却下され上訴 (Court of Delegate) において無効とされた。申立人、Frances Mary Harford は、当時12才6ヶ月⁴⁾で非嫡出子であり、被告は、彼の父の遺言上の後見人の一人である Morris という男性で、申立人を学校の寄宿舎からつれだしてヨーロッパの各地を渡り、1772年5月21日 Austrian Flanders の Ypres で、1773年1月3日 Denmark の Ahrensbirgh で、二度結婚式をあげている。申立人は、被告に欺罔され強制と拘禁下 (*under force and restrain*) にあったし、恐怖と強制により行動させられ、惑わされたこと、被告は、このまま英国に帰るなら、自分は自殺すると脅迫されている。

*Turner's case*⁵⁾ Macq. H. L. Pr. 426 では、申立人は15才の少女であって家柄もよく、資産家の娘である。相手方は、共謀者で、この少女に作り話を捏造して、寄宿舎から直接に誘拐し、少女の母親が、今危篤状態であり、父は破産しかかっており、父の逃れる唯一の方法はこの少女が、共謀者の相手と結婚し、財産を確保することである。少女の父は家を閉じ、宿泊先について執行吏に囲まれ会いにこれないから、今彼女の結婚の決断を待っているとの伝言でスコトランドにつれさり、そこで結婚式をし、それからカレー (Calais) に行って家族につれ戻されるが、結婚の完成である同衾もなかった。イギリス議会は、この法案を通過させ国王の裁可をへて無効となっている。次の *Portsmouth v. Portsmouth*, 1 Hagg. Ecc. 355 の件では、申立人、the Earl of Portsmouth は、精神異常 (*unsoundness of mind*)⁶⁾ で、信託財産管理人の娘 Hanson と策略による結婚させられた事例である。この申立人は、結婚当時精神異常 (*insane*) の状態にあったこと、1809年初めより、

意思能力に欠け衡平裁判所下申立人のために保佐人(Committee)により訴えている。1799年11月最初の結婚をするが、その妻 Grace Norton が死亡し、1814年3月11日2度目の結婚をする。最初の結婚の頃は、精神薄弱であったが、二度目の結婚は、正常な人間の行為としてでなく契約能力もなく、また欺罔と策略 (fraud and circumvention) による結合形態として、申立人の少年期の生立ちから今迄の精神状態を47項目67の証人調べをへて結婚無効としている。Wilkinson v. Wilkinson, 4 N. of C. 295 では、申立人は、精神薄弱 (weakness of mind) で欺罔による結婚無効を訴えた。1837年21才になったこの申立人は、祖父から4, 5千ポンド近い遺贈を受けており、心神耗弱 (imbecility) は生来の回復不能のもので、身分上、財産上衡平裁判所の保護下におかれていた。その後父を含み4人後見人がおかれ、一年140ポンドが彼女に支給されていた。この後見人のうちの一人がいとこであり、この後見人と伯母を訪ねることで家族の了承をえるが、直接伯母の処に行かず免許状をえて、教会で結婚式をあげ、登録簿に署名後、伯母の処へ行き、このことがわかつて、連れ戻されている。前述の Portsmouth の事例 (298頁) の Nicholl 裁判官の言葉をかりて、精神薄弱者は、詐罔によって騙されやすいとして精神異常者よりも容易に無効にされるべきだとし、その無効を認めている。Hull v. Hull, 17 L. T. (O. S) 235 の件は、控訴審 (Arches Court) の事例で、申立人 Elizabeth M' Arther は、14才3ヶ月で、被告である Robert Hull とその両親に騙され、不当かつ偽りの免許状をえて教会で結婚式をあげ、被告の家族達と二、三日同居していたが、申立人の父が警察官の助けをえて、連れ戻した事例で、同衾による結婚の完成もなく、詐欺による無効とされている。次に、Field's Marriage Bill, 2 H. L. C. 48 の件は、議会で否決され無効が認められなかった。申立人の Field 娘は、1827年父の死により孤児となっているが、相当の遺産があるが父の遺言上に後見人の指定がなく、遺言執行者と信託者があつて、遺言執行者である John Brown が彼女の後見人となっていた。この後見人の家族と一緒に彼女は住んでおり、その Brown の弟 Samuel も同居しており、この Samuel と1867年6月19日に結婚式を行っている。被告は52才であり、申立人は、彼を伯父のように思っていたが、たびたび結婚を申込まれ、年令が相當に違うし、他に好きな男がいるといって拒んだが、自分と結婚しなければ自殺するとか、好きな相手の男に復讐するといって脅迫したりしていた。こうしたことで彼女に恐怖を生ぜしめ、不当威圧 (undue influence) の下で結婚させられた申立て強迫の諸事例を引用したが却下されている。Harrod v. Harrod, 1 Kay & Johnson 4 の件は、結婚は無効でなかった事例である。これは死んだ Mary Harrod の息子である William が、遺言執行人である Robert Harrod と Sarah に対し、1,600ポンドの遺贈金を申立てたに対し、Robert Harrod と Sarah は、William の母 Mary Harrod と John Harrod の結婚がその当時、Mary Harrod が意思能力に欠けていたということで、その結婚は無効であり、従って William は非嫡出子であると反訴したものであった。この Mary Harrod が「結婚契約がいかなるものか充分に理解できず、知能程度が低いとすれば詐欺の問題も生ず

る。精神異常 (unsoundness) と精神上の欠陥 (defect of mind) などの問題が審議された。この Mary Harrod は、啞で聾 (deaf and dumb) であったが、だからと言って当然意思能力に欠けるといえない。彼女は、32年前、母の遺言執行上のことで夫と共同して訴訟に立ち、その意思能力、精神状態に異常がみられなかったこと、30年以上も夫との結婚生活をし、その時に子を出生しているから、契約の意思能力を欠き欺罔による無効となるないと判決している。Hancock v. Peaty, Law Rep. P. & M. 335 の件は、申立人 Hancock は、1863年8月19日結婚当時、精神異常 (lunatic) であった。1862年秋より精神状態が異常をきたしており、結婚前三日間の異常な彼女の行動が細かく証言されている。1863年10月2日頃、夫は、精神病管理者 (Commissioners of Lunacy) の監護下におく署名をしており、ある医師は拘禁性精神病と診断しているが、他の医師は今精神異常だが、数年後回復可能だと診断している。夫は、結婚前二度ばかり会った程度であまり彼女の異常性を知らなかった事例で、初めは仮命令 (a rule nisi) により次いで4月24日絶対命令 (the rule nisi absolute) により無効としている。最後に Bishop の結婚と離婚に関する195項210項211項で、195項では、詐欺と精神薄弱 (fraud and mental imbecility) の結合の例として、前述の Harford v. Morris をあげて、それ相応の欺罔によって計られた強度の意思薄弱者とか、欺罔をみぬきえず契約の合意をえようと働きかけた強制に抗しきないか弱い者、そのような者の行為によつては、法律上の拘束力が考えられないとして結婚が無効であるとする。210項では「強迫 (duress) について、形式上合意が、強制力 (force) か威圧 (menace) か、強迫 (duress) によって生ずる場合、意思からでなく口先だけによる約束には、法的効力がないこと。すべての契約に適用されるこの原則は、結婚においても例外でない。強迫の問題を定める法原理は、明らかに結婚の適用の場合に一般の他の契約の適用上の働きと相異点はない」と述べ、次に、211項では、強制の度合に動かされる精神的性状からみて、恐怖 (fear) は、可成りの勇気と決断のある男か女に生ずる恐怖で、その恐怖は、死か肉体上の危害のどちらかによりひきこまれたものだが、証明の問題であるとし、勇気と決断のある女性が、自分は何をしているかわからないような心理的恐怖の状態にあれば、他方でもっと強い女性なら平氣であったとしても、もっと差迫った危険に対して、より強固な勇気のある女性が恐怖に落ち入ったと同じく、合意に欠如があり、結婚は全く無効であると述べ、詐欺と強制力 (fraud and force) の程度が、可成りの勇気と決断をもつた人には不充分でも、意思の弱く決断力のない女性か、若年で憶病な少女 (a woman of weak and irresolute mind or a young and timid girl) に対する事例として、詐欺と強迫 (fraud and duress) に基づく前述の Harford v. Morris をあげ、もう一つは、強制力による若干の要素をもつた前述の Turner's case をあげて論じている。

以上からみて申立人の引用した諸事例は、純粹の強迫 (duress) の事例でなかった。精神状態が、Wilkinson の事例の如く精神薄弱 (weakness of mind) か、Portsmouth や Hancock の事例の如く精神異常 (unsoundness of mind) であるか、さもなくば、Har-

ford の如く12才6ヶ月であるか, Turner の如く15才であるか, Hull の事例の如く14才の少女であり, これらに対する欺罔とか強制が殆んであり, それら精神薄弱者に対する詐欺とか強制が結合した形態の事例であった。ただ却下された Field の事例は, 成年に近い18才であり, 精神異常でもはかった点では, 本件に多少似ている。また, これらの申立人は, すべて相当の財産を後見人か信託者の下で所有管理されている。次に同棲としての結婚の完成であるが, 同衾があり同居生活があったものとして, Portsmouth と Hancock の事例があり, 結婚後2, 3日で連れ戻された Turner や Hull の事例では, 結婚の完成がないことが申立てられていたが, Harford の事例はこの点不明である。

4. 本件の判決の要旨とその検討

(1) 判決にみられる恐怖の程度と事実関係

さて本件において, Butt 裁判官は, 「恐怖を通して結ばれた契約を無効にするためには, その恐怖が普通の勇気と決心のある人間に対し, 恐怖に屈せしめるものでなくてはならないことがときたまいわれる。これは法の正確な表明と私は思わない。生れつきもっている知性の弱さとか, 恐怖にもとづいて——その恐怖が果して合理的に抱かれた恐怖であるか否かを問わず——どちらかの当事者が, 不當に及ぼされた圧迫に抵抗することが精神的に不能な状態として事実あるなら, そういう場合, もっと知性がしっかりしていて, もっと強い勇気をもった人が, より重大な危険に接する場合と同様に合意がない, この問題に関する困難さは, 法の不確かにな存するのでなくて, 各々, 個々の事例としての諸事実に対する法の適用にある。」(“It has sometimes been said that in order to avoid a contract entered into through fear, the fear must be such as would impel a person of ordinary courage and resolution to yield to it. I do not think that is an accurate statement of the law. Whenever from natural weakness of intellect or from fear —whether reasonably entertained or not—either party is actually in a state of mental incompetence to resist pressure improperly brought to bear, there is no more consent than in the case of a person of stronger intellect and more robust courage yielding to a more serious danger. The difficulty consists not in any uncertainty of the law on the subject, but in its application to the facts of each individual case.”)⁸⁾ と恐怖の程度を述べて, 問題はこの事例の中で証拠の中にあらわれる諸事実にかかっているとしている。本件において申立人は, 被告と数年前知り合い婚約に至っていた。彼女は相当な資産家の令嬢で21才の成年になったばかりであり, セツルメントを設定し信託財産を信託者に管理してもらっている。この申立人に被告は4000ポンド近い手形に署名させて, 未払いのままだと破産手続がとられるから自分と結婚せよと, 結婚すれば破産手続も令状も発行されないとしぶしぶ脅迫している。成年となって間もない深窓に育ち人生経験も未だ浅い娘にとって, こうしたことが彼女の健康上に大きな影響を及ぼし, 精神状態が異常を

きたして精神的苦悩においこまれ、例え理性的行動がとられたとしても、強制と圧迫に抗しきれない程の肉体的精神的な行説りにあった。この精神状態に対する証言は、医師や友人宛の三通の手紙の中にも、財産上の問題以上に精神的障害をきたしていることが証明されている。これらの諸事実が恐怖の認定の事由になっているが、他方、被告人の性状についても結婚の有効性の有無を吟味するに必要であるとし、被告人を証人台に立たせるが、そこからは彼の非行跡はみいだせなかった。また、申立人の結婚の完成がないとの同棲を否定する事実は、医師により処女であることがわかった。前述の彼女の心理状態から生じた恐怖が強迫を構成するが、そうした原因となるものが充分にあるかどうかでなく、こうした精神的肉体的障害の事実が厳然として存在することであった。それから、問題は結婚式当時、その合意がなかったことである。その日1886年1月29日手形の取極めのため被告に会いに行くのであるが、被告は結婚登録所に連れて行き、結婚が自由な意思でない素振りを示したら射殺すると強迫して登録簿に署名させている。それ以後別れて二度しか会っていないから結婚の合意に含まれる同棲としての完成（consummation）もないと証言している。その他、結婚登録所長（Superintendent Registrar）や付添婦の証言もある。これに対し自尊心ある男性なら反撃せずにおけないのでその後、被告は証人台へ出頭しなかった。問題は、彼女の財産を獲得する計画で生命を脅かし、その意思に反して結婚を強いたことで、共謀の点はないが、すべての証拠がそろったか若干疑問があるとしながらも、無効（null）の判決を下している。

(2) 結婚契約の合意と本件の強迫について

さて、結婚契約は、当事者の自発的な意思に基づく自由な合意である。その合意に基づき一男一女が一定の法律関係に入り、相互に諸権利が生じ諸義務が課せられるから明白に契約であるとされる。⁹⁾ こうした契約の合意を前提としてその有効性を決定するには慎重に審議しなければならないことである。本件の判決において一方で、「当事者の合意が欺罔か強迫によってえられた契約に、拘束力があると認めることを判例は常に拒んできた。そして、結婚契約の有効性も他の契約のいずれの契約の有効性と同様に、同じ方法で審理し判決しなければならない」と述べ、他方で「結婚契約では直接の当事者の利益以上とそれをこえた利益が含まれていることは真実である。公益（public policy）は結婚が軽々しく無効にされるべきでないことを要求している」との前提で無効事由の原則の適用を認めている。前述の事例にも、*Harford v. Morris* で「この種のすべての事例において、結婚無効の及ぼす結果故、当事者と公益に対し細心の注意と審理が裁判所によって払われねばならないことが大いに必要である」¹⁰⁾と、*Portsmouth v. Portsmouth* の事例にも「結婚の事実は正式に挙行された場合、その推定は、結婚に有利に働く、しかしその場合、契約能力のある当事者により挙行されねばならない。——もっとも重要な合意を結ぶ能力、契約の大変な要素は合意である。そしてもし意思能力がないとすれば、法律上の合意がある筈がない」¹⁰⁾と述べている。*Hancock v. Peaty* の事例で *Turner v. Mayer* の判決を引

用して「結婚は宗教的儀式のみならず契約である。そして他の契約と同じように、意思能力のある人間の合意の欠如によって無効とされるであろう」と。¹²⁾ Harrod の事例においても Portsmouth の事例の言葉を引用しているし、「結婚それ自体要素として宗教的因素は別として、お互いにお互いのみの同居しようとする一男一女の当事者だけの合意である。」¹³⁾ と、反対に合意はいかにしたら与えられたことになるか。五官の全く不完全なものでも意思能力があれば合意の欠如をきたさない。言葉を使用せず、合図によっても可能だし、手に手をとって夫であり妻であるとわかれれば、結婚の合意が存在するというのである。¹⁴⁾

さて、合意の欠如として本件における強迫となる恐怖の程度はいかに定めているか。先ず、申立事由に、強迫は肉体上の危害に限らないとしている。4 の(1)で前述した判決の中で、普通の勇気と決断をもつ人を基準に強迫を検討する見解に対し、生来知性の弱い人とそれに対応した恐怖を検討し、成程と思われる程度に抱かれた恐怖でなくとも、不当な圧迫に現実に事実上抵抗不能の精神状態が生じておれば、強迫が認定され合意の欠如をきたすという見解である。前者は通常人を基準とする客観的側面より、後者は当該の特定人を基準とする主観的側面より強迫を認定している。強迫は、人が、その身体に対する危害とか事実上或いは脅迫による強制下その個人的苦しみによる恐怖から行動すると定義されるが、¹⁵⁾ それは程度の問題であり、軽度の強制から死の恐怖を伴う肉体上の暴行に及びうる。¹⁶⁾ 一般の契約からみると、「人間に対する強迫は、人の暴行か、暴行による畏怖か事実上か脅迫上の拘禁により成立するが、強迫を構成する重要な畏怖は脅迫されている人間の肉体的精神的状況による」¹⁷⁾ と。寺院法下、要件とされる恐怖は、外部から注がれ、不当かつそれから免かれるために結婚を選ばざるをえないような重大なものでなければならぬと。¹⁸⁾ Ayliff は、いかなる強制も、或いは恐怖により生ずる影響から結ばれた結婚状態も、当然無効であるとしている。¹⁹⁾ Bishop は、「恐怖はかなり勇気と決断をもった男か女かに生じたもので、死か肉体上の危険かどちらかに落し入れるもの」²⁰⁾ で「勇気と決断に欠ける女性が自分が何をしているかわからない心理的畏怖の状態の場合に合意の欠如がある」²¹⁾ と言っている。本件において、申立人は、結婚登録所でピストルで強迫されているから、生命身体への危害が生じているし、²²⁾ 登録簿に署名した時自分は何をしているかわからなかった (I don't know what state I was in) と証言している。さてこうした詐欺か強迫により無効となるかは、かかる原因があるからでなく、合意の欠如があるからだとし、「もし合意する意思能力があり、そこに合意が存在するなら、法はその合意がどうして誘発されたか問い合わせしない」²⁴⁾ このことは生来知性の薄弱な者でも合意があれば、その合意に至る過程とか縁由を問わないと見える。この見解と矛盾する判断が二つあるとし、一つは Miss Turner と本件をあげ、前者は詐欺の問題でここでふれないが、本件について「強迫か、はっきりと申立の中に主張されており、またその事例における証拠が詐欺的表示 (fraudulent misrepresentation) のみならず、恐怖による強

迫(duress of threats)によって与えられたそのような表面上の合意 (apparent consent) が、この事例の犠牲者に強要されたことを明白に証明していると思う」²⁵⁾ とし、「この精神薄弱者に働きかけられた欺罔とか強制の場合、裁判上にあらわれた事実認定は、詐欺と強迫が結婚においても、他の契約と同じく実際表面上の合意を、全く合意なきものとするよう適用されると定める以上には及んでいないこと。」²⁶⁾ 生来性格上意思のか弱い者に働きかける強迫により表面上の合意がえられても、合意が欠如すると考えられうことになる。Bishop は、適正な見解は明らかに精神的性状の問題と事実上の強制力か脅迫による強制力が証拠となると言っている。²⁷⁾

恐怖は、諸々の原因から生ずるが、生命、身体、自由に対する差迫った危険による畏怖でなければならない。恐怖が圧迫により充分な程度であるかは、明白に事実の問題であり、他者よりもか弱い人間に生じた強制は、普通の勇気と抵抗できる人間には、こうした強制に屈しないとしてもそこに結婚の無効が考えられること、そして、恐怖が合理的に抱かれるか否か (whether reasonably entertained) 問わないとの見解は、すでに脅迫に抵抗できない心理状態にあれば、同じ立場に理性の人間を置き換えれば、その相手方はもはや強迫を遂行しようとしたことは言うに及ばないことになる。²⁸⁾ 勿論すべての強制が強迫に相当するということはないが、有効な結婚は、結婚しようとする特定人の自由な合意を要件とする。その意思が、強制されていたかどうかの審査は、主観的な基準により、恐怖が合理的に抱かれることによらない。少年少女が脅迫によって結婚を強要されたとすれば、人生経験の深い忍耐力ある人間が抵抗するのと無関係である。²⁹⁾ しかし、あらゆる形態の圧力が強迫に相当するのではないし、強迫の軽重は、申立人の性格、強迫のもつ性状と、さらに、申立てられた強迫が結婚に誘導され差迫った原因になるかである。そして、申立人の性格が強迫のもつ主観的性質として重要なものとなるとし、本件の見解を述べている。³⁰⁾ 本件にみられる破産手続とか令状の行使などが、強迫に該当するかどうか、一般原則としては、契約を無効とする強迫とならないが、³¹⁾ 本件のような特定の事例において若干で経験の浅い女性には精神状態の悪化がこうした情況の判断となっている。問題の畏怖が強迫に相当するのは根拠が何もなかったものでもなく、違法であるのでもなく、不当で³²⁾ あったからと思われる。

3. 結 び

本件では申立人の恐怖による精神状態の異常性が、事実上強迫の認定として大きなウェイトをしめている。かかる強迫がなかったら、任意で自由な意思を有していたものであり、しかも21才の女性であった。前述の3の終りに述べた如く合意の欠如の場合、精神薄弱か精神異常かさもなくば14才前後の少女であった。精神異常の Portsmouth が男性であるのをのぞき、すべて女性である。こうしてみると生来知性の弱い者とか、容易に畏怖しやすいか弱い性格としての特定人を主観的側面として、強迫の内容をみなければならない。従って強迫の客観的側面だけからみると合理的に抱かれた (reasonably entertained) 恐

怖、その他客観的状況が通常の勇気と決断をもつ人間に適用されて、上述の特定人の性状の主觀的側面からの強迫の内容が吟味されえない。³⁴⁾ こうした点から本件の認定は妥当であったと思う。また、合意の欠如が結婚式の時点にのみとどめるとすれば、一定の時間的継続としての精神状態の悪化の事情も考慮されず、強迫の認定も困難になる。引用された事例の中に Portsmouth や Hancock の如く結婚前後の精神状態が、同居生活を含めて結婚時点の合意の上に判断されている。本判決(31頁)に「結婚式が挙行されたずっと以前から、被告に対するこの若き令嬢の心が自由であり、抱束されていない意思をもっていたら、彼女は決して被告と結婚しなかったであろうし、彼女が正常な状態であれば、強制や脅迫を用いた男に対し感じたに違いないその恥辱を片付けえたであろうし、強制や脅迫により抵抗を求めることが不能な状態にまで、精神的肉体的にによって苛ました」と述べている。

以上不充分ながら強迫の一事例としての本件を検討したが、次号にその後の強迫の事例³⁵⁾を取り上げ補則していくことにし、終りに本件の結婚登録簿の署名のコピーを手に入れているので、実態面から参考までにここに掲載しておきたい。

CERTIFIED COPY of an ENTRY OF MARRIAGE Pursuant to the Marriage Act 1949						TB 6
Registration District Saint George Hanover Square Marriage solemnized at the Registry Office District of St. George Hanover Square in the County of Middlesex						In the
1526	Marriage solemnized at the Registry Office					
1526	in the County of Middlesex					
1526	1976	1976	Condition	Rank or profession	Residence at time of marriage	Father's name and surname
1526	March	Arthur Edward	25	Bachelor	George Street Hanover Square	Thomas Gage Saunders Scherliff (deceased)
1526	January	Saunders Scherliff	years		The Hurst Walton on Thames	Claude Scott (deceased)
1526	Lima Mary Scott	21	Spinster	—		Barnet
Married in the Registry Office						by licence before me,
Arthur E. Scherliff Lima Scott						Henry Tull Registers Thomas Wrigley Superintendent Registrar
Certified to be a true copy of an entry in a register in my custody.						D. A. Baileya Superintendent Registrar
Warning: Any person who (1) intentionally uses this certificate, or (2) uses this certificate of false, knowing or believing it to be false, is liable to prosecution.						Date 24.7.73

註

- 1) 本稿も、日本の法律用語としての婚姻を結婚と変えて平易な日常用語にした。
- 2) Matrimonial Cause Act 1973 によって、強迫 (duress) は当然無効 (void) でなく、取消しうる無効 (voidable) とされるに至った。それ以前は、the Nullity of Marriage Act 1971 による。
- 3) イギリスで結婚は挙式 (ceremony) であるので、一応結婚式と書いておいた。
- 4) the Age of Marriage Act 1929 ができるまでは、結婚年令は寺院法もコモンローも男性14才 女性12才であった。
- 5) この事例は、leading case of Parliamentary Divorce 642, 2 Lewin 3, Wakefield and other's case 1059, の判例集によった。
- 6) unsoundness of mind, weakness of mind について、精しくは Words and Phrases Legally Defined vol. 3, Mental Disorder, 244頁参照

- 7) Bishop on Marriage and Divorce, ss. 195 (Book III 170頁) 210 (179頁), 211 (180頁)5th, ed,
- 8) 本件 [1886] 12 P. D. 21. P. 24
- 9) Bromley, Family Law, 4th. ed. P. 11. 典型的な結婚の意義としては, Hyde v. Hyde (1866) L. R. 1 P. D. 130 に述べられている。
- 10) 2 Hagg. Cons. 423, P. 792
- 11) 1 Hagg. Ecc. 353. P. 612
- 12) Law Rep. 1 P. & M. 335, 341
- 13) 14) 1 Kay & Johnson 4, 349
- 15) 8 Halsbury's Law, 3rd. edn. 84
- 16) H. v. H. [1953] 2 All E. R. 1229, 1233
- 17) Chitty, on Contracts (1961) 22nd ed. chap. 7, 332
- 18) Manchester, Marriage or Prison: the case of the Reluctant Bridegroom, 29 M.L.R. 623.
(註 4)
- 19) Parergon, 361
- 20) 21) Bishop, on Marriage and Divorce ss211 5th ed.
- 22) 本件 [1886] 12 P. D. 21, 29,
- 23) idid. 30
- 24) 25) 26) Moss v. Moss [1897] P. D. 269～271
- 27) Bishop, on Marriage and Divorce ss541, 1891, 7th ed.
- 28) Bromley, Family Law, 4th. ed. 83
- 29) Law Commission No. 33, 62 (b) 27
- 30) 31) Manchester, Marriage or Prisoner: the case of the Reluctant Bridegroom 29, M.L. R. 624, 629
- 32) Halsbcry's Law of England, 3rd ed. vol. 8. 85 Chitty on Contracts 1961, 22nd. ed. chap 7, 335
- 33) 35) H. v. H. 1953, 2 All E. R. 1232, Buckland v. Buckland [1967] 2 All E. R. 300, Szechter v. Szechter [1970] 3 All E. R. 905, Singh v. Singh [1971] 2 W. L. R. 963 等 (.....genuine and reasonably held fear caused by threat of immediate danger.....not himself responsible.....to life, limb, or liberty.....) の問題などがある。
- 34) Canon Law 下, 絶対的強度の恐怖 (the absolute grave fear) と特定人の相対的強度の恐怖 (the relatively grave fear) とに区別されていた。
- 36) 本判決に記録されている South Audley Street には, 現在では結婚登録所もない。問題の登録簿は, Hanover Square の Caxton Hall に保存されており, 強迫された Scott の署名の部分は鮮明でしっかりした筆跡ではあった。

Study of Case Law in England

Duress on the Nullity of Marriage Contract

Part 1—Scott v. Sebright (1886) 12 P. D. 21—

Shōtarō Hamura

This is one of the series on duress on the nullity of marriage and this time I comment on Scott v. Sebright 1 had already taken up on this Bullentin No. 7 for material of case law.

How could lack of consent on marriage be brought through a fear? This decision suggests that the fear does not depend upon whether reasonably entertained or not, but rather natural weakness of intellect or the particular character of the person from a viewpoint of a subjective side.